

投資信託目論見書補完書面（MRF=マネー・リザーブ・ファンド）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）
お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドの概要

ファンド名	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）
設定・運用	大和アセットマネジメント株式会社
お申込み単位	1 円以上 1 円単位
お申込み手数料	手数料はありません

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドの販売手数料や信託報酬等の手数料につきましては、目論見書に記載しておりますが、当ファンドの有価証券売買時の売買手数料、資産の保管費用等の諸経費については、保有期間や売買条件等によりご負担額が異なりますので、表示することはできません。

当ファンドに係る手数料等の費用の合計額につきましては、上記の理由に加えて、お申込金額や保有期間、運用状況等に応じて異なりますので、表示することができません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

- ・ 前受金等を全額お預けいただけていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- ・ 当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受け、信託報酬を受領いたします。

当社の概要

商 号 等 永和証券株式会社 金融商品取引業者
近畿財務局長（金商）第5号

本店所在地 〒541-0042 大阪市中央区今橋1丁目7-22

加入協会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資本金 5億円（2026年03月31日現在）

主な事業 金融商品取引業

創立年月 昭和24年04月

連絡先 06-6231-9329 又はお取引のある本支店にご連絡下さい。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒541-0042 大阪市中央区今橋1丁目7-22 監査部

電話番号 : 06-6231-9329

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号: 0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間: 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）